

平成30年度

教育に関する事務の点検・評価報告書

平成31年1月

豊島区教育委員会

目 次

I 教育に関する事務の点検・評価の実施について

1	はじめに	1
2	評価の概要	2

II 点検・評価の結果一覧

	点検・評価の結果一覧	5
--	------------	---

III 点検・評価の結果

事業分析シート

1	児童・生徒の推移と隣接校選択制について	6
2	学校開放事業について	8
3	日本語初期指導事業（通訳派遣）	10
4	豊島ふくろう・みみずく資料館の活用	12
5	大規模改修事業・学校トイレ緊急改善推進事業	14
6	秋田県能代市との教育連携	16

IV 資料等

	教育に関する事務の点検・評価実施要綱	18
	教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱	19

I 教育に関する事務の点検・評価の実施について

1 はじめに

平成20年度から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、各地方公共団体の教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について教育に関し学識経験を有する者の知見を活用した点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされている。

豊島区教育委員会では、この法律の規定に基づき平成20年度から10年間に渡り点検及び評価（以下、「点検・評価」という。）を実施してきた。効率性や有効性の視点に基づく外部有識者による客観的かつ公正な点検・評価は、豊島区教育ビジョン2010及び2015（豊島区教育振興基本計画）における重点施策の推進に際し、PDCAサイクルの観点から重要な役割を担ってきた。

(参考) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」 (抜粋)
(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む)を含む)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 評価の概要

1 委員会の設置

(1) 目的

教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検・評価の客観性、透明性、公正性を確保するとともに区民への説明責任を果たすために、教育に関する識見を有する外部委員による豊島区教育に関する事務の点検・評価委員会を設置する。

(2) 委員（3名）

職	氏名	区分	略歴
委員長	壺内 明	学識経験者	元聖徳大学児童学部教授
委員 (職務代理)	工藤 豊太	学校経営経験者	東京音楽大学特任教授
委員	福元 保子	区民	元豊島区立西巢鴨小学校PTA会長

2 評価対象・抽出理由

豊島区教育ビジョン 2015 の施策をPDCAサイクルにより、業務を改善することを目的とし行うものであり、今年度の事業は過去の評価対象を踏まえ、今日的な重要施策と教育ビジョン 2015 の検討委員会で議論された課題を評価対象として抽出したものである。

また、学校施設環境改善交付金交付要綱に基づき、学校施設環境改善交付金に係る事業についても評価対象とした。

施 策	実 施 事 業
教育ビジョン 2015 の検討委員会で議論された課題	児童・生徒の推移と隣接校選択制について
	学校開放事業について
地域に信頼される教育	日本語初期指導事業（通訳派遣）
「豊かな人間性」の育成	豊島ふくろう・みみずく資料館の活用
学校施設環境改善交付金	大規模改修事業 学校トイレ緊急改善推進事業
教師力の向上と教育環境の整備	秋田県能代市との教育連携

3 実施方法

評価対象の各事務事業について、所管課からの事業概要の説明を受けた後、ヒアリングを実施した。また、評価対象に係る富士見台小学校及び豊島ふくろう・みみずく資料館の視察を行った。

4 評価の視点

事業分析シートを用いて、下表の効率性と有効性の視点から評価した。

また、学校施設環境改善交付金に係る事業の評価については、学校施設環境の機能の向上という視点から効率性・有効性を評価する。

	効率性	有効性
事業分析シート	実施方法は効率的か コストは適正か	施策を構成する各事業と学校での取り組みが施策の推進に寄与しているか
事業分析シート (学校施設環境改善交付金)	効率的に学校施設環境整備が実施されているか コストは適正か	学校施設環境の機能が向上したか

事業分析シートの効率性と有効性は、3段階で評価する

評 価
A : 高い B : 適正 C : 低い

5 委員会開催状況

回数	開催日	審 議 内 容	場 所
第1回	11月29日	○ 平成29年度点検・評価項目に対する取組み状況報告 ○ 評価対象の選定について ○ 視察	教育委員会室 富士見台小学校 豊島ふくろう・みみずく資料館
第2回	12月12日	○ 外部評価審議	教育委員会室
第3回	12月27日	○ 外部評価審議	教育委員会室
第4回	1月21日	○ 外部評価まとめ	教育委員会室

6 外部評価の公表

ホームページ等に掲載し、区民への周知を図ると共に、平成31年第1回区議会定例会において評価の結果を報告する。

II 点検・評価の結果一覧

実施事業	効率性	有効性
児童・生徒の推移と隣接校選択制について	A	B
学校開放事業について	A	A
日本語初期指導事業（通訳派遣）	A	A
豊島ふくろう・みみずく資料館の活用	B	A
大規模改修事業 学校トイレ緊急改善推進事業	A	A
秋田県能代市との教育連携	A	A

Ⅲ 点検・評価の結果

事業分析シート

事業名称	児童・生徒の推移と隣接校選択制について	担当課：学務課
------	---------------------	---------

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接校選択制度は、平成13年度に、下記目的のため導入をした。 <ol style="list-style-type: none"> ① 特色ある教育を推進し、学校教育の活性化を図る。 ② 児童・生徒、保護者の学校選択の意向を尊重し選択の幅を増やす。 ③ 学校情報を積極的に発信し、開かれた学校づくりに寄与する。 ・学校と地域との連携を尊重し、児童・生徒の通学を考慮して、隣接する通学区域の学校まで選択できる「隣接校選択制」を採用した。
----	---

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度、小・中学校入学予定者の保護者に対し「隣接校選択希望申請」の案内を実施する。 ・希望申請受入枠は、原則として1校あたり35名。ただし、学校施設や学校運営に支障が生じると判断される場合には、希望申請受入枠を制限する。 																				
	<p>■受入枠の制限を行った学校（平成30年度入学予定者）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>校種</th> <th>学校名</th> <th>受入枠</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">小</td> <td>池袋本町小</td> <td>10名</td> <td rowspan="4">収容人数上の理由により枠を制限</td> </tr> <tr> <td>富士見台小</td> <td>15名</td> </tr> <tr> <td>仰高小、駒込小、高南小、高松小</td> <td>20名</td> </tr> <tr> <td>西巣鴨小、要小、南池袋小</td> <td>25名</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中</td> <td>西池袋中</td> <td>30名</td> <td rowspan="2">平成29年度～平成31年度1学期まで改築工事を行うため、仮校舎の収容人数上の理由により枠を制限</td> </tr> <tr> <td>巣鴨北中</td> <td>枠なし</td> </tr> </tbody> </table>	校種	学校名	受入枠	備考	小	池袋本町小	10名	収容人数上の理由により枠を制限	富士見台小	15名	仰高小、駒込小、高南小、高松小	20名	西巣鴨小、要小、南池袋小	25名	中	西池袋中	30名	平成29年度～平成31年度1学期まで改築工事を行うため、仮校舎の収容人数上の理由により枠を制限	巣鴨北中	枠なし
	校種	学校名	受入枠	備考																	
	小	池袋本町小	10名	収容人数上の理由により枠を制限																	
富士見台小		15名																			
仰高小、駒込小、高南小、高松小		20名																			
西巣鴨小、要小、南池袋小		25名																			
中	西池袋中	30名	平成29年度～平成31年度1学期まで改築工事を行うため、仮校舎の収容人数上の理由により枠を制限																		
	巣鴨北中	枠なし																			
<p>■隣接校選択制の希望申請状況（平成29年10月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>30年度入学</th> <th>希望申請</th> <th>学齢簿数</th> <th>選択比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>301人</td> <td>1,592人</td> <td>18.9%</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>228人</td> <td>1,330人</td> <td>17.1%</td> </tr> </tbody> </table>	30年度入学	希望申請	学齢簿数	選択比率	小学校	301人	1,592人	18.9%	中学校	228人	1,330人	17.1%									
30年度入学	希望申請	学齢簿数	選択比率																		
小学校	301人	1,592人	18.9%																		
中学校	228人	1,330人	17.1%																		
手法	<ul style="list-style-type: none"> ・例年、8月下旬に区内に住民票のある入学予定者に対し、隣接校選択希望申請書を郵送する。 ・希望申請受付期間 9月1日～9月30日 ・希望申請が受入枠を超えた場合、公開抽選を実施する。 																				

(単位：千円)

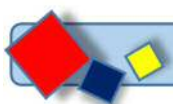
目的	事業費	特定財源	一般財源
予算 (H29)	2,037	0	2,037
決算 (H29)	1,944	0	1,944

事業費：隣接校選択制希望票通知の封入委託、通知・案内等の印刷費用及び郵券等

所要人員 (正規)	2	所要人員 (非常勤)	0	開始時期	H13	終了時期	—
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・文部省通知「通学区域制度の弾力的運用について」 ・学校教育法施行規則の改正（学校指定に関するもの） ・豊島区立小学校及び中学校の通学区域制度の弾力的運用に関する要綱 			法律による義務付け	無	必要性	有

指 標	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接校選択制申請者数 ・隣接校選択制による希望校への就学率 																								
達成度	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接校選択制申請者数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>30年度入学</th> <th>希望申請</th> <th>学齢簿数</th> <th>選択比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>301人</td> <td>1,592人</td> <td>18.9%</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>228人</td> <td>1,330人</td> <td>17.1%</td> </tr> </tbody> </table> ・隣接校選択制による希望学校への就学率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>校種</th> <th>申請者数 (H29.10時点)</th> <th>就学者数 (H30.4時点)</th> <th>希望校就学率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>301</td> <td>233</td> <td>77.4%</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>228</td> <td>131</td> <td>57.5%</td> </tr> </tbody> </table> 	30年度入学	希望申請	学齢簿数	選択比率	小学校	301人	1,592人	18.9%	中学校	228人	1,330人	17.1%	校種	申請者数 (H29.10時点)	就学者数 (H30.4時点)	希望校就学率	小学校	301	233	77.4%	中学校	228	131	57.5%
30年度入学	希望申請	学齢簿数	選択比率																						
小学校	301人	1,592人	18.9%																						
中学校	228人	1,330人	17.1%																						
校種	申請者数 (H29.10時点)	就学者数 (H30.4時点)	希望校就学率																						
小学校	301	233	77.4%																						
中学校	228	131	57.5%																						
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児の増加傾向がみられることから、各学校の収容状況を考慮し、今後、更に受入枠の制限が必要となる学校が増えることが見込まれる。 ・学校施設上余裕のある学校については、収容状況の厳しい学校からの受入を増やす等、隣接校選択制度を児童・生徒数の調整に活用することを検討し、今後の在り方を見直す必要がある。 ・希望が集中する学校がある一方、小規模化する学校があり、児童・生徒数、教員数などの人的な差が広がっている。また、大規模、小規模化により学校行事などに支障が生じる可能性がある。 																								

	評価	判断理由
効率性	A	<p>隣接校選択制が導入後の7年間のデータと、児童・生徒数の推移、予測等を活用して効率よく事業を実施している。</p> <p>制度導入当初は、より良い教育を目指して各学校が切磋琢磨することを目的としていたが、児童・生徒数の増加、学校の受入枠の限界などの問題が顕著になり、その目的が変化してきている。適正人数、教室の確保など、安定した学校運営のために選択制の仕組みを変えていくことは時代の流れとも言える。</p>
有効性	B	<p>教育内容・活動をより充実させていくためには、学務課、指導課で連携を進める必要がある。</p> <p>現在の事業形態では、全てがうまく機能しているとは言い難く、各学校の児童・生徒数の違いなどの要因等も含めて、隣接校選択制の運用改善に向けた取り組みをさらに進めていく必要がある。</p> <p>隣接する学校において学校行事の開催日が重ならないようにするなど、兄弟で別の学校になってしまうケース等に配慮が必要である。</p> <p>どこの学校であっても子供・保護者が満足できる学習環境の整備が必要である。</p> <p>事業を有効に推進するためにも、区内全域で児童・生徒数が増加傾向にあり、教室数の不足など施設面での問題が生じることについて周知を行っていただきたい。</p>



事業分析シート

事業名称	学校開放事業について	担当課： 放課後対策課
------	------------	-------------

目的	子どもたちの身近で安全な遊び場、地域住民の生涯学習・スポーツ・レクリエーションの場として、学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放し、地域コミュニティの形成に寄与する。
内容	学校教育に支障のない範囲で学校施設（校庭・体育館・教室・武道場等）を有料（減免制度あり）で開放する。
手法	小学校 22 校、中学校 8 校に学校開放管理員・開放協力員を配置し、また、学校開放運営委員会、利用者協議会を学校ごとに設置・開催することで、地域住民の方々、学校関係者、開放管理員・協力員の三者を中心として、事業の推進及び円滑な学校開放の運営を図る。

(単位：千円)

目的	事業費	特定財源	一般財源
予算 (H29)	136,275	15,813	120,462
決算 (H29)	129,413	14,732	114,681

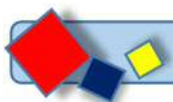
事業費：非常勤職員報酬 (6,933)、臨時職員賃金・共済費等 小 22 校 中 1 校 (96,766)
 中学校開放管理業務委託 (19,239)、その他開放用備品、施設の維持管理経費等
 特定財源：学校開放指導員の健康保険、厚生年金保険料などの納付金 (8,901)、学校使用料 (6,912)

所要人員 (正規)	2	所要人員 (非常勤)	2	開始時期	平成 25 年 度以前	終了時期	継続中
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊島区立学校設備使用条例 ・ 同条例施行規則 ・ 学校設備の使用料に関する規則 ・ 学校開放に関する規則 			法律による 義務付け	無	必要性	有



指 標	<ul style="list-style-type: none"> ・登録利用団体数 ・小学校年間利用者数 ・中学校年間利用者数 <p>※ 校庭や体育館改修等の影響が大きいため、利用者数の具体的な目標数値は設定していない。</p>
達成度	<ul style="list-style-type: none"> ・登録利用団体数 (H29年度：421団体、 H28年度：403団体、 達成率 100%) ・小学校年間利用者数 (H29年度：264,373人、 H28年度：275,370人) ・中学校年間利用者数 (H29年度：66,511人、 H28年度：65,798人)
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校開放利用時の近隣住民からの騒音等に関する苦情が寄せられることが多い。 ・放課後校庭開放時の見守り管理体制の整備が必要である。 ・開放管理員の夜間一人勤務、土日祝日の長時間勤務による安全管理面、健康管理面での管理上のあり方の検討が必要である。

	評価	判断理由
効率性	A	<p>利用者数も多く、改築・改修など様々な問題に対しても、先を見越して事業が滞らないような工夫をしている。</p> <p>開放管理員の長時間勤務、校庭開放時の見守り管理体制については引き続きの検討が必要である。</p>
有効性	A	<p>平成31年度に全小・中学校において実施する体育館の冷暖房整備により、夏季期間に窓を開けて利用することによる騒音苦情も解消され、登録団体にとっても環境改善になることで一層の利用促進につながることを期待される。</p> <p>地域コミュニティの形成といった面からも有効な事業といえる。</p>



事業分析シート

事業名称	日本語初期指導事業（通訳派遣）	担当課： 教育センター
------	-----------------	-------------

目的	来日間もない日本語が十分理解できない幼児・児童・生徒及び保護者を対象に、学校生活に適応するため、日本語初期指導に向けた通訳を派遣する。
内容	<p>学校からの要請に応じて、幼児・児童・生徒一人につき32時間、保護者2時間を上限として授業、事務連絡、保護者会、面談、定期考査等の通訳を行う。</p> <p>ただし、上記の時間を超えても、定期考査、進路指導、生活指導、学校から保護者への通知等の翻訳については必要に応じて対応している。</p> <p>通訳者は、教育センター非常勤職員1名、通訳登録者30名から言語に応じて通訳を派遣する。</p>
手法	<p>協力者の派遣</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校長が児童・生徒の状況を把握し教育センターに「日本語初期指導協力者配置申請書」を提出する。 2. 教育センターが学校側の状況を勘案し、教育センター非常勤職員及び通訳登録者の中から派遣する。 3. 学校から提出される「日本語初期指導協力者勤務確認書」による謝礼金の支払、支払通知書を送付する。

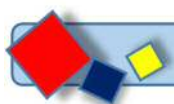
（単位：千円）

目的	事業費	特定財源	一般財源
予算（H29）	9,295	401	8,894
決算（H29）	7,567	401	7,166

事業費：日本語初期指導員の報酬(3,383)、指導協力者謝礼(5,844)、旅費(68)等の経費

特定財源：日本語初期指導協力者の健康保険、厚生年金保険料などの納付金

所要人員 （正規）	0.3	所要人員 （非常勤）	1.0	開始時期	H18年度	終了時期	—
根拠法令等	無			法律による 義務付け	無	必要性	極めて高い



指 標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要請に対する日本語初期指導協力者の派遣率 ・ 派遣時間 			
達成度	年度	対象人数	派遣時間	派遣率 (%)
	27	72	2,088.0	100
	28	70	1,855.5	100
	29	87	1,796.5	100
	30 (10月末現在)	59	918.5	100
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで主言語に対応できない場合は、英語で対応してきた。昨今の多様な国籍の幼児・児童・生徒が増える傾向にあり、ロシア語、ベトナム語等に対応可能な通訳の登録がさらに求められている。 ・ 謝礼金1時間2,800円が適正な額であるか検討する必要がある。 ・ 特に中学校については、進路指導・生活指導に関する配慮を要するより柔軟な対応がより必要である。 			

	評価	判断理由
効率性	A	<p>限られた人員の中、効率良く事業を展開するために努力している。社会的情勢からも今後一層の利用者増加が見込まれるため、人的な余裕を持たせられるように検討をいただきたい。</p> <p>通訳派遣において、兄弟を同じ時間で通訳を行うなどの調整をし、効率よく運営を行っている。</p>
有効性	A	<p>言語なくして教育は成り立たないものであることから、絶対的に継続が必要な事業である。</p> <p>多種多様な文化・生活と言語への対応が増える中で、大変有効な事業である。</p> <p>全ての区立幼稚園、小・中学校に外国人の園児、児童・生徒が在籍し、国籍数も28か国に及ぶなどの状況から、引き続き多国籍化への対応や検討が必要である。</p>



事業分析シート

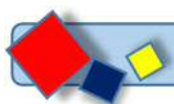
事業名称	豊島ふくろう・みみずく資料館の活用	担当課：庶務課
------	-------------------	---------

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・豊島区のブランドイメージとしてのふくろう・みみずくの魅力を区内外に紹介する。 ・所蔵資料を適切に保管する。 ・ふるさと学習等の教材として、ふくろう・みみずくを取り上げる際に協力する。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・豊島ふくろう・みみずく資料館（豊島区南池袋3-18-12 区立南池袋小学校内） 開館日 土曜日・日曜日 開館時間 9:30～12:00 13:00～16:30 ・現在資料館では、約14,000点を収蔵している。内訳は、飯野徹雄コレクション4153点、齊藤峰子コレクション188点、福井章二郎コレクション2,903点、松浦千誉コレクション6,680点。
手法	<ul style="list-style-type: none"> ・南池袋小学校内の「ふくろう・みみずく資料館」では、飯野徹雄コレクションを中心とした展示を行い、年2回程度の展示替えを実施する。 ・豊島区役所本庁舎3階と10階には、松浦千誉コレクションの展示を行っている。このうち3階の展示替えを年2回程度実施する。

（単位：千円）

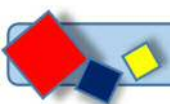
目的	事業費	特定財源	一般財源
予算（H29）	3,439	365	3,074
決算（H29）	3,386	365	3,021
事業費：ふくろう・みみずく資料活用専門員報酬・社会保険料（3,246）、 光熱水費・事務用品等（193） 特定財源：ふくろう・みみずく資料活用専門員社会保険料（365）			

所要人員 （正規）	0.1	所要人員 （非常勤）	1	開始時期	H16年度	終了時期	—
根拠法令等	無			法律による 義務付け	無	必要性	有



指 標	<ul style="list-style-type: none"> ・年間入館者数 目標 1,800名 ・年間企画事業実施数 目標 4回（資料館・本庁舎3階ケースの展示替えを含む）
達成度	<ul style="list-style-type: none"> ・年間入館者数 平成26年 1,439名 平成27年 1,528名 平成28年 1,079名 平成29年 1,256名 ・年間企画事業実施数 平成26年 3回 平成27年 4回 平成28年 2回 平成29年 3回
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校内に設置されているため、児童の安全の観点から、開館日を増やすことができない。

	評価	判断理由
効率性	B	<p>資料館の情報を外部に発信していくためには、教育委員会だけでは限界があると感じる。区長部局との連携、所管の見直しなどの検討をお願いしたい。</p> <p>東アジア文化都市事業、図書館、庁舎内の展示物等と合わせ、積極的な情報発信を進めていただきたい。</p> <p>設置場所が学校敷地内であること、また展示スペースが狭いことにより、見学者が制限されている。</p>
有効性	A	<p>貴重な展示物等を散逸させないためにも有効といえる。</p> <p>ふるさと学習の一環として授業で見学するなど、有効に活用されている。</p> <p>南池袋小学校で実施している、地元すすきみみずくの物語を教材としたふるさと学習プログラムについて、他の小学校でも活用を進めていただきたい。</p>



事業分析シート

事業名称	大規模改修事業 学校トイレ緊急改善推進事業	担当課： 学校施設課
------	--------------------------	------------

目的	学校施設における防災機能の強化や教育環境の充実及び質的向上を図るため、計画的に改築・改修を行う。
内容	<p>改築・改修に際し、特に以下の点に配慮して整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校改築：少人数学習や多様な学習形態に配慮した多目的スペースの設置、防災拠点としての機能向上に資する体育館及び武道場の冷暖房、マンホールトイレ、防災井戸等の設置 ・ 校庭改修：児童の安全及びヒートアイランド対策に配慮した熱交換塗料による全天候型舗装の施工 ・ トイレ改修：28年度～30年度で区立小・中学校全ての系統のトイレ洋式化を実施。同時に、温水洗浄機能付き便座の導入、入口の男女分離、自動照明、床の乾式化も実施
手法	改築・改修にあたっては、国の学校施設環境改善交付金交付要綱に基づき、可能な限り補助金収入を得られるよう努めている。

(単位：千円)

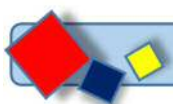
目的	事業費	特定財源	一般財源
予算 (H29)	3,342,801	3,342,801	0
決算 (H29)	2,402,512	2,000,689	401,823
トイレ改修：457,560 (特財：385,807) 他、巣鴨北中学校改築、体育館照明の省電力照明改修、冷暖房設備点検・修繕費用等			

所要人員 (正規)	3	所要人員 (非常勤)	0	開始時期	H29年度	終了時期	H29年度
根拠法令等	学校施設環境改善交付金交付要綱			法律による義務付け	なし	必要性	あり



指 標	<p>(1) 地震等の災害に備えるための整備</p> <p>(2) 教育環境の質的な向上を図る整備</p> <p>(3) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備</p>
達成度	<p>(1) 地震等の災害に備えるための整備</p> <p>長崎小学校及び富士見台小学校の外壁剥落防止等のため、外壁改修を行った。</p> <p>さくら小学校で校庭改修工事にあわせ、防災井戸とマンホールトイレを整備した。</p> <p>巣鴨北中学校では校舎の老朽化に対応し、改築工事を実施している。(平成31年度竣工予定)</p> <p>改築工事にあわせ、防災井戸、かまどベンチ、マンホールトイレ、太陽光パネル等を設置し、防災拠点としての機能強化を図る計画である。</p> <p>(2) 教育環境の質的な向上を図る整備</p> <p>トイレ改修：清和小学校、西巣鴨小学校、朝日小学校、池袋小学校、高南小学校、長崎小学校、 要小学校、富士見台小学校</p> <p>空調設備：清和小学校（普通教室、給食室等）、富士見台小学校（音楽室、ランチルーム等）</p> <p>校庭改修：さくら小学校</p> <p>(3) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備</p> <p>巣鴨北中学校の改築工事にあわせ、避難場所となる体育館を1階に配置した。またランチルームと家庭科室を校庭に面し隣接して整備することで、防災拠点としての機能強化を図る計画としている。その他、校庭を広く取るため校舎屋上へプール設置、武道場の新設、給食室のドライシステム化を図る整備を行う。</p>
課 題	<p>補助対象となる改築・改修については最大限交付申請を行っているが、国の予算配分により採択されない事業があり、補助金収入が得られないことがある。</p>

	評価	判断理由
効率性	A	<p>掛かる予算が大きい中で、最大限の補助金を得られるよう調整し、改修・改築を進めている。予算額と決算額の差が大きくなってしまふ点は、説明責任を果たせるようお願いしたい。</p> <p>新築校においてはランチルームや家庭科室を一階に配置するなど、防災拠点としても機能強化が図られている。</p> <p>学校の敷地内に町会が利用できる集会スペースを設置するなど、地域開放や利用を前提に設計をしている。</p>
有効性	A	<p>一階の来校者が主に使用するトイレには、オムツ交換用ベッド、ベビーキーパーなどが設置されるなど、小さな子供を連れた保護者にも配慮された改修がなされている。</p> <p>男性用トイレは個室を増やし、明るく入りやすいデザインにするなど利用しやすい整備がされている。</p> <p>トイレ改修後の利用者アンケートでも好評を得るなど、効果が表れている。</p> <p>学校にとって、施設の改修は無くしてはならないものであり、有効性は非常に高い。</p>



事業分析シート

事業名称	秋田県能代市との教育連携	担当課： 指導課
------	--------------	----------

目的	<p>全国学力調査においてトップレベルを維持し続けている秋田県能代市との間で教育連携協定を締結し、児童・生徒の学力向上へ向けた取組の良さを共有することにより、交流から生まれる豊かな実りを次世代に引き継ぐとともに、両区市における教育の質の向上を目指す。</p>
内容	<p>両区市の教育委員会、事務局職員及び教職員が相互に情報交換をしたり訪問したりすることで、双方の優れている点を参考にして教育施策や学校経営に活かしている。</p>
手法	<p>(1) としま教育フォーラムの実施 能代市の教育委員会と小中学校の教員を招き、実践報告及びシンポジウムを実施 ② 実施日時：平成29年8月21日（月）於 池袋本町小学校 参加約630人 ②内容：実践報告及びシンポジウム「ふるさとの伝統・文化を世界へ発信しよう」 ～文化や伝統、歴史的文化財を活用したふるさと学習の充実～</p> <p>(2) 教員派遣交流の実施 ①授業改善リーダー派遣：6月及び11月に小学校2名・中学校1名を5日間派遣する。 ②教員派遣交流団：教育委員及び校長3名・主幹教諭等8名を11月に2日間派遣する。 ③派遣交流団発表会：12月に各校から40名が参加して実施。また2月には授業改善リーダーが公開授業を実施する。</p> <p>(3) 中学生の相互交流の実施 ①能代市中学生受入：8月の3日間で第2学年生徒14名（1校あたり2名）が区内施設名跡見学、生徒会交流、立教大学におけるイングリッシュキャンプ等に参加する。 ②豊島区中学生派遣：11月の3日間で第2学年生徒16名（1校あたり2名）が民泊体験や能代工業高校バスケ部練習見学、火力発電所見学等に参加する。</p>

(単位：千円)

目的	事業費	特定財源	一般財源
予算 (H29)	2,574	0	2,574
決算 (H29)	2,165	0	2,165

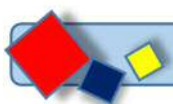
- ・ 能代市へ教員派遣経費：旅費等 (1,362)
- ・ 能代市との子ども交流・いなか体験：旅費、保険等 (603)、体験事業参加費 (144)、一般事務経費等 (57)
- ・ としま教育フォーラム開催：会場設営委託
(216：設営は委託せず、事務局にて行ったため、執行額は0)



所要人員 (正規)	2	所要人員 (非常勤)	0	開始時期	H24 年度	終了時期	—
根拠法令等	豊島区教育ビジョン 2015 教育連携協定			法律による 義務付け	無	必要性	有

指 標	・ 教員派遣人数：校長・主幹教諭等計 16 名を派遣
達成度	・ 教員派遣人数 校長・主幹教諭等計 14 名を派遣
課 題	「ねらい」や「課題」を明確にした授業、全ての学級における共通実践、協力体制や共通認識をもつことができるシステム等、豊島区における授業改善のための参考とすること。

	評価	判断理由
効率性	A	<p>授業改善リーダーを派遣し、学んできたことを他の教員に普及させることで、授業改善と主体的、対話的で深い学びの実践に繋がっている。</p> <p>能代市との連携による生徒の交流と、能代市訪問の民泊、農業体験等は、地域の生活や文化を体感する場、自然体験活動の充実、正しい勤労観の醸成にもつながっている。</p> <p>事業開始当初に比べると教師力及び学力向上の目的の他に、互いの地域文化を伝え学びあうといった質的な内容の変化が見受けられるが、子供たちにとっては良い事業であると思われるので継続していただきたい。</p>
有効性	A	<p>全国学力一斉調査の結果においても、児童・生徒の頑張りや、能代市との連携により教師力が向上したことが表れている。</p> <p>能代市を訪問した生徒による体験報告会では、都心部と他の地域における環境の違い、農業体験における厳しさの報告の他、能代市を「第二のふるさと」、「また行きたい」といった報告がされる等、豊島ふるさと学習プログラムとして有効に機能している。</p> <p>区内では体験することが難しい農業体験等は、感受性を育み、感性を磨くといった点で有効性が高いといえる。</p>



IV 資料等

教育に関する事務の点検・評価実施要綱

平成20年6月10日

教育長決定

改正 平成24年6月4日

改正 平成25年6月27日

改正 平成27年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成19年法律第97号）の規定に基づき、教育委員会がその権限に属する事務の点検・評価及び公表について必要な事項を定めることにより、区民の視点に立った客観性や透明性の高い教育行政の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「点検・評価」とは、外部の知見を活用して教育委員会事務局が行う教育活動の執行状況を検証し、教育施策の推進に資することをいう。

(目的及び目標の設定)

第3条 課長は、毎年度ごとに課の組織の中期的方針に基づき、事務事業を取りまとめ、指標等を用いて当該方針に連なる目標を設定するものとする。

(点検・評価)

第4条 前条の規定により設定した目標の達成度及び施策の進捗状況について、点検・評価を行うものとする。

2 前項に規定する点検・評価の観点、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 効率性（実施方法とコストの視点）

(2) 有効性（設定された目標の達成度、施策実現や向上への寄与）

(点検・評価結果の活用)

第5条 点検・評価結果は教育委員会の基本方針にかかる計画の策定及び事務又は事業実施等において活用し、適切な措置を講ずるものとする。

(結果の公表)

第6条 点検・評価結果は、議会へ報告し、区民へ公表するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部庶務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

平成20年6月10日

教育長決定

改正 平成22年6月23日

改正 平成27年4月 1日

(設置)

第1条 教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検及び評価の客観性や透明性を確保するとともに、区民への説明責任を徹底するため、教育に関する事務の点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 学校経営経験者 1人
- (3) 区民 1人

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は就任した年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は公開とする。ただし、公開することが相当でないと委員会が認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部庶務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。

平成30年度

教育に関する事務の点検・評価報告書

平成31年 1月発行

発行・編集

豊島区教育委員会

豊島区南池袋2-45-1

電話:03-4566-2784